

駅周辺の空き店舗で出店してみませんか

白岡市駅周辺空き店舗出店支援事業補助金

新規出店者に、空き店舗の改修工事費・賃借料の一部を予算の範囲内で補助します

① 補助対象経費

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間など
改修工事に係る経費	1 / 2以内	30万円	1回限り
賃借料（敷金・礼金を除く。）		5万円／月	12か月以内※



▲申請方法はこちら

※賃借料のうち会計年度をまたがる月分の補助は、翌会計年度の予算状況によって交付決定します。ご要望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

② 対象事業

白岡駅・新白岡駅周辺の商業地域、近隣商業地域内及び各駅から概ね半径300m以内にある空き店舗で、新規出店者が2年以上継続することを見込んで行う小売業・飲食業

※次の事業は対象外

- ①補助金の交付決定前に着手している事業
- ②現在、市内で事業を営んでいるかたが、移転を目的に行う事業
- ③宗教法人または政治団体による事業

③ 対象店舗

過去に事業用に使用されていた賃貸用の店舗物件で、3か月以上事業が行われていない状態が継続しているもの（使用実績がない場合は、建築後1年以上経過しているもの）

※次の店舗は対象外

- ①大規模小売店舗立地法の対象となる施設内の

テナント型の店舗物件

- ②住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの

④ 補助対象者など

次の要件を満たすこと

- ①市税などを滞納していない
- ②空き店舗の所有者が新規出店者と同一人、配偶者または2親等以内の血族もしくは姻族ではない（法人は代表者、配偶者または2親等以内の血族もしくは姻族ではないこと）
- ③事業計画書及び収支予算書について、白岡市商工会の確認を受けている
- ④改修工事の補助を受ける場合は、令和5年3月15日までに完了し、市に実績報告書を提出できる

空き店舗の活用をお考えのかたへ

白岡市空き店舗情報登録制度

空き店舗の利活用を促進し、商店街などの振興及び活性化を図ります

① 空き店舗情報登録制度とは

市内の空き店舗情報を市公式ホームページに掲載することで、売りたいかた・貸したいかた、買いたいかた・借りたいかたのマッチングを支援します。

※マッチング後に紛争などが生じた場合は、市は一切関与しません。

問合せ

商工観光課商工振興担当 ☎0480(92)1111 内線292

② 対象となる空き店舗

現在、使用されていない店舗、事務所などで、所有者または売却、賃貸の代理などの権利を持つ宅地建物取引業者が売却、賃貸しようとする物件

③ 掲載期間

掲載日から2年間



▲申請方法はこちら